

新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する
関係省庁対策会議の設置について

平成 16 年 3 月 2 日
関係省庁申合せ
平成 16 年 3 月 4 日一部改正
平成 16 年 3 月 11 日一部改正
平成 16 年 3 月 19 日一部改正
平成 17 年 10 月 28 日一部改正
平成 18 年 9 月 7 日一部改正
平成 18 年 11 月 27 日一部改正
平成 19 年 1 月 9 日一部改正
平成 19 年 10 月 26 日一部改正
平成 20 年 8 月 29 日一部改正
平成 21 年 8 月 7 日一部改正
平成 21 年 12 月 18 日一部改正
平成 23 年 8 月 15 日一部改正
平成 25 年 4 月 18 日一部改正

- 1 新型インフルエンザ等及び高病原性鳥インフルエンザ等の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議 長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）
	内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
	内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
	内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
	内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）
	内閣府食品安全委員会事務局長
	警察庁生活安全局長
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	消防庁次長
	法務省入国管理局長
	外務省地球規模課題審議官
	外務省領事局長

財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
文部科学省スポーツ・青少年局長
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省大臣官房総括審議官
農林水産省消費・安全局長
経済産業省大臣官房技術総括審議官
資源エネルギー庁長官
中小企業庁長官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
国土交通省航空局長
海上保安庁次長
環境省自然環境局長
原子力規制庁次長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省運用企画局長

- 3 対策会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。